

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	1
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	1

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九十二条（略）

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③（略）

④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤～⑩（略）

第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）（抄）

（役員の任命）

第十二条（略）

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3～6（略）

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8（略）

(経営協議会)

第二十条 (略)

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

4～6 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 (略)

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3～5 (略)

(経営協議会)

第二十七条 (略)

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規

- 3 定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
- 4 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
- 6 (略)